

## 公有水面埋立てに係る意見について

- 1 埋立出願人 奥内漁港（奥内地区） 管理者の長  
青森県知事 三村 申吾
- 2 埋立区域 青森市大字奥内字川合61番46から61番67までの  
地先公有水面
- 3 埋立面積 8,586.24㎡
- 4 埋立地の用途 漁港施設用地
- 5 工事期間 3年間（令和5年度から令和7年度）
- 6 工事内容
  - ・公有水面埋立
  - ・護岸及び防波堤新設 等
- 7 根拠法令
  - (1) 公有水面埋立法第3条第1項  
都道府県は、埋立ての免許の出願ありたるときは、遅滞なく基の事件の要領を告示するとともに前条第二項各号に掲ぐる事項を記載したる書面及び関係図書を、その告示日より起算し、三週間公衆の縦覧に供し、且期限を定めて、地元市町村長の意見を徴すべし。但し、其の出願が却下せらるべきものなるときは、此の限りに有らず。
  - (2) 公有水面埋立法第3条第4項  
市長村長第一項の規定に依り意見を述べむとするときは、議会の議決を経ることを要す。